

## J A S 法に基づく登録認定機関の登録申請に必要な書類等について

### 1. 登録の区分、手数料等について

#### (1) 登録の区分

- ① 飲食料品（④、⑤、⑥に掲げるものを除く。）
- ② 畳表及び生糸
- ③ 一般材、押角、耳付材、合板（航空機用を除く。）及び床板
- ④ 地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
- ⑤ 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚
- ⑥ 定温管理流通加工食品

#### (2) 登録手数料 [登録の更新手数料]

- ・上記①、②、③：128,600円 [103,400円]
- ・上記④、⑤、⑥：105,700円 [88,100円]

#### (3) 登録免許税：150,000円（初回の登録時のみ必要）

#### (4) 登録の有効期間：4年間

### 2. 登録までの主な流れ

- ① 登録申請書及び添付書類を農林水産大臣（食品製造課）に提出すること。
- ② 食品製造課において、必要な書類が添付されていること、納付すべき登録手数料及び登録免許税が納付されていることを確認した後、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が登録基準に適合しているかどうかについて調査（書類審査及び現地審査）を実施する。
- ③ センターは調査結果を農林水産大臣に提出する。
- ④ 当該申請が登録基準に適合していることが認められれば、登録認定機関として登録台帳に記帳されるとともに、登録年月日及び登録番号、登録認定機関の名称及び住所、認定を行う農林物資の種類、認定を行う区域及び認定を行う事業所の所在地が公示される。

### 3. 登録申請に必要な書類について

#### (1) 登録認定機関登録申請書又は登録認定機関登録の更新申請書（別紙）

（注：手数料に相当する額の収入印紙及び登録免許税の領収証書を添付すること。）

#### (2) 添付書類（更新申請の場合は、変更がある書類のみ添付すること。）

- ① 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）
- ② 次に掲げる事項を記載した書類
  - イ 認定に関する業務を行う組織に関する事項
  - ロ 職員、登録認定機関が委嘱する外部の委員その他の認定に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

ハ イ及びロに掲げるもののほか認定に関する業務の実施方法に関する事項

ニ 認定に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

(注：認定に関する業務以外の業務を行っていない場合は、その旨を記載すること。)

ホ 認定に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

③ 認定に関する業務から生じる損害の賠償その他債務に対する備え及び財務の健全性に関する事項を記載した書類

④ 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

⑤ 主要な株主又は社員（有限会社である場合に限る。）の構成（当該株主又は社員が法第17条の2第1項第2号に規定する被認定事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

⑥ 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

(注)・登記事項証明書及び略歴について記載した書類については、申請日から6ヶ月以内に発行されたものであること。

・略歴について記載した書類は、認定に関する業務を行うために必要となる知識、経験、資格及び受講した研修等の力量に関する記録が含まれていること。

#### 4. 現地審査について

上記書類審査が概ね終了した後に、現地審査が行われる。

#### 5. 業務規程の取扱いについて

登録認定機関は、以下の事項を定めた認定に関する業務に関する規程(業務規程)を定め、認定業務の開始前に農林水産大臣に届け出なければならない。

① 事業所の所在地及びその事業所において認定に関する業務を行う区域に関する事項

② 認定を行う農林物資の区分（当該区分に含まれる農林物資のうち一部のものについて認定を行う場合にあっては農林物資の種類）

③ 認定に関する業務を行う時間及び休日に関する事項

④ 認定の実施方法、認定の取消の実施方法その他の認定に関する業務の実施方法に関する事項

⑤ 認定に関する料金の算定方法に関する事項

⑥ 認定に関する業務を行う組織に関する事項

⑦ 認定に関する業務を行う者の職務に関する事項

⑧ 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

⑨ その他認定に関する業務に関し必要な事項

(注)・業務規程の届出は、法律上、登録認定機関が登録された後、認定に関する業務を開始する前までに行えば良いが、登録申請時に併せて行うことも可能である。

・業務規程は、省令第46条第1項の「認定に関する業務の方法に関する基準」に定められた内容に即して認定に関する業務が行われるよう定められる必要がある。

別紙

(登録申請の場合)

様式第一号 (第三十九条、第四十三条、第五十九条及び第六十二条関係)

年 月 日

農林水産大臣

〇〇 〇〇 殿

申請者名

住 所

代表者氏名

印

登録認定機関登録申請書

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）  
第16条第1項の規定に基づき、登録認定機関の登録を受けたいので、農林物資の規格化  
等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第39条第2項に規定する書類  
を添えて、下記のとおり申請します。

## 記

1 認定を行おうとする区分

2 法第17条各号のいずれかに該当する事実の有無

3 認定を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

4 認定を行おうとする区域

事業所名	認定を行おうとする区域

- 備考
- 「1 認定を行おうとする区分」は、当該区分に含まれる農林物資の種類のうち一部のものについて認定を行おうとする場合にあっては、当該農林物資の種類を記載すること。
  - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
  - 手数料相当額の収入印紙については、1 ページ目の余白に貼付すること。
  - 食品製造課において消印を行う必要があるため、申請者自らが消印を行った収入印紙については受理しないこととする。

(登録の更新申請の場合)

様式第一号 (第三十九条、第四十三条、第五十九条及び第六十二条関係)

年 月 日

農林水産大臣

〇〇 〇〇 殿

申請者名

住 所

代表者氏名

印

登録認定機関登録の更新申請書

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第17条の3第2項において準用する法第16条第1項の規定に基づき、登録認定機関の登録の更新を受けたいので、農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第43条において準用する同規則第39条第2項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

## 記

### 1 認定を行おうとする区分

2 法第17条の3第2項において準用する法第17条各号のいずれかに該当する事実の有無

### 3 認定を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

### 4 認定を行おうとする区域

事業所名	認定を行おうとする区域

- 備考
- 「1 認定を行おうとする区分」は、当該区分に含まれる農林物資の種類のうち一部のものについて認定を行おうとする場合にあっては、当該農林物資の種類を記載すること。
  - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
  - 手数料相当額の収入印紙については、1ページ目の余白に貼付すること。
  - 食品製造課において消印を行う必要があるため、申請者自らが消印を行った収入印紙については受理しないこととする。